

令和3年度 第1回赤磐市男女共同参画推進審議会

日 時 令和3年7月19日(月)

13:30～

場 所 赤磐市役所2階 第1会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 第4次赤磐市男女共同参画基本計画について(諮問)

5 議 事

(1) 令和2年度 男女共同参画事業報告について

(2) 令和3年度 男女共同参画事業計画について

(3) 第3次赤磐市男女共同参画基本計画の令和2年度実施状況について

(4) 第4次赤磐市男女共同参画基本計画について

6 閉 会

赤磐市男女共同参画推進審議会委員

任期：令和2年7月1日～令和4年6月30日

組織区分	氏名	所属	備考
学識経験者	あきかわ よういち 秋川陽一	関西福祉大学教授	会長
〃	えんどう よしこ 遠藤由子	人権擁護委員	
〃	おかもと まさし 岡本昌士	弁護士	
関係団体の代表 又は職員	つばい ひでき 坪井秀樹	学校長代表（山陽小学校）	
〃	やまぐち ひとみ 山口ひとみ	自治連合会代表	
〃	さかもと ふみえ 坂本文江	男女共同参画団体 ネットワーク代表	副会長
〃	やまもと なみ 山本奈美	赤磐商工会代表	赤磐商工会女性部副部長 の役員改選により、令和 3年6月1日から前任者 の残任期間を委嘱
公募による者	くろさわ ようこ 黒澤陽子		
〃	じつもり やすこ 實盛保子		
〃	やまもと まさたか 山本まさ堂		

計10人（男4人・女6人）

本会議録（概要）署名委員：（ ）（ ）

議事（１） 令和２年度 男女共同参画事業報告について

1 赤磐市男女共同参画推進審議会

第1回 令和2年6月29日（月） 10:00～11:55

- 【内 容】（１）令和元年度男女共同参画事業報告について
（２）令和2年度男女共同参画事業計画について
（２）第3次男女共同参画基本計画の実施状況について

第2回 令和2年11月13日（金） 10:00～

- 【内 容】（１）委嘱状の交付
（２）会長及び副会長の選出
（３）令和2年度男女共同参画事業報告について
（４）赤磐市男女共同参画基本計画（概要・実績・アンケート調査等）について

2 男女共同参画啓発事業

（１）映画上映会〔中止〕

【日 時】令和3年2月28日（日） 13:30～16:00

【場 所】桜が丘いきいき交流センター 大ホール

【内 容】映画「彼らが本気で編むときは、」

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。

（２）男女共同参画週間啓発

6月23日から29日の「男女共同参画週間」の啓発（各公的機関窓口にて啓発物品設置・ポスター掲示）を行った。

3 男女共同参画セミナー

男女共同参画を地域から推進するため、男女共同参画団体ネットワークとの共催で市民への啓発等を目的としてセミナーを開催した。市民一人ひとりの個性と能力を十分発揮し、いきいきとした生活を送ることのできる男女共同参画社会を目指して、女性も男性も共に学び、共に考える場を提供した。

【全2回】

開講日	時間	講義内容	講師	参加人数
9/30 (水)	① 10:30 ～12:00	ママ目線で行う被災地支援 ～私たちが身近にできる支援とは～	サンサポートオカヤマ 代表 ボウズ 満恵さん	40
11/28 (土)	② 10:00 ～11:30	誰もが地域で豊かに暮らすために ～それぞれの違いと良さを認めて～	川崎医療福祉大学 講師 重松 孝治さん	39

※詳細は、4ページから5ページのとおり

4 男女共同参画団体ネットワーク（団体活動支援事業）

男女共同参画に関する活動を行う団体・グループの活動支援及び協働の促進を図った。

※「男女共同参画団体ネットワーク」とは

各団体等がそれぞれの活動を通して培った経験と知識を生かし、互いに交流を図りながら、男女が共にいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成に資することを目的として、赤磐市内に活動拠点を置く団体、その他グループをもって組織している。(現在7団体)

(事業内容) ・男女共同参画社会づくりの推進に関する事業
・団体等の親睦、交流及び連携並びに活動情報の交換 など

(年会費) 1団体 1,000円

(1) 運営委員会 全5回

(2) 総会 書面会議にて開催

運営委員(8名)及び代議員(17名) 全会一致で議事承認

(3) 団体ネットワーク会員交流会 [中止]

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。

5 DV対策関係

- ・公共施設にDV相談カードの設置及び広報紙で相談窓口の周知を図った。
- ・セミナー、成人式等において啓発物品を配布した。
- ・民生委員、児童委員に対して相談窓口の周知を図った。
- ・女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～25日)×児童虐待防止推進月間(11月)の啓発を行った。

※詳細は6ページのとおり

- ・市ホームページに相談窓口の一覧を掲載した。
- ・赤磐市DV被害者等相談支援ネットワーク連絡会議(庁内連携組織)において研修および情報共有を行うとともに、庁内で横の連携を図りながら相談支援を行った。

相談件数:相談6件、他課からの情報提供4件

連絡会議:第1回 令和2年8月4日(火) 研修及び情報共有

「DV相談支援(連携)について」

講師 岡山県女性相談所 課長 片山恵子さん

※DV相談業務の流れや各課の支援・対応内容については7ページから8ページのとおり

6 広報紙・ホームページへの掲載(情報提供)

年間を通して広報誌・ホームページに男女共同参画関連の記事を掲載した。

また、ホームページにて審議会の会議録及び当日資料を公開した。

7 その他

第4次男女共同参画基本計画策定に向けて、市民アンケート調査および事業所アンケート調査を実施した。

※詳細は、12ページのとおり

ママ目線で行う被災地支援 ～私たちが身近にできる支援とは～

講師 ボウズ 満恵さん (サンサポートオカヤマ代表)
(参加者40人) ※託児あり



最近の異常気象・豪雨等で関心が高まっている「防災」。今回は、平成30年の西日本豪雨災害を機に、被災地の支援をしているママさん団体「サンサポートオカヤマ」の代表のボウズ満恵さんから、「地域で繋がる被災地支援」についてお話してもらいました。ママ世代はもちろん、防災士の方や男性の参加がありました。



前半は、サンサポートオカヤマの支援活動について。

真備町での支援活動を通してわかったことは、支援物資は届くけど個別にほしいものが届かない声があることでした。

「日焼け止め」「大きいサイズのおむつ」など、個々の被災者が「今」必要としている小さな声に応える活動をしてもらいました。LINEを通じて依頼のあった物資を、SNSで呼びかけ、一般の支援者からの物資を被災者に提供する。被災者と支援者をつなげていくことで、支援の輪が広がっていった、とのことでした。

今年の九州での7月豪雨災害では、コロナ禍であることから現地に入ることはできませんでした。けれども、LINEやメールのシステムを活用し、要望をとりまとめ支援物資を直接熊本に届ける活動を続け、現地には行くことができなくてもできる支援を行ってられます。

後半は、「防災グッズ」について考えるグループワーク。

普段より備えておくものは？子どものために準備しておくものは？個々に考えたものを、グループで共有していきます。皆さん熱心に、耳を傾け、話し合っておられました。

話し合った内容を、それぞれ発表し、皆で共有。「蚊取り線香」「お薬手帳」「コーヒースティック(自分の好きなもの)」…など、皆さん「いるいる」と何度もうなずいておられました。

ボウズさんからは、「自分の好きなものは避難生活のストレスの軽減になるので、大事ですよ。」などと防災グッズの選び方のポイントを教えてもらいました。



最後に、今後起こりうる災害を、日常的に考えてみてほしい。そして、発災前から、地域でつながることを大切にしてほしい、と語られ、「何よりも自分の命、それから家族、そして地域である。」と締めくくられました。まずは、持ち出すものを家族や地域の人と話し合うことから始めてみましょう。

アンケートからは、「ママ目線だけでなく、幅広い世代の意見が聞けてよかった。」や、「頂いた一覧や皆さんの意見を参考に、1人1つずつ、防災バックを作ろうと思う。」などの感想がありました。

第2回男女共同参画セミナー

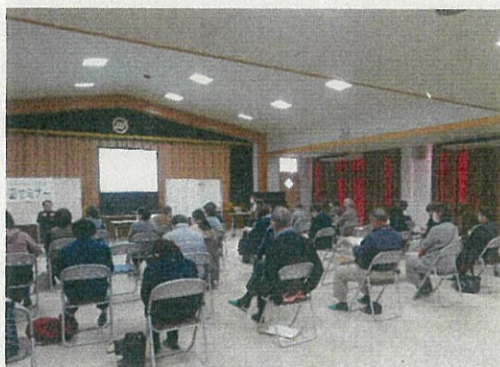
「誰もが地域で豊かに暮らすために ～それぞれの違いと良さを認めて～」

令和2年11月28日(土) 10時～ 西山公民館 集会室

参加者39人

講師：重松孝治さん (川崎医療福祉大学子ども医療福祉学科講師)

地域に、いろんな個性・特徴のある人たちがいることを知りましょうと始めました。



まずは、改めて“障がい”とは何か、を辞典や法律の内容から考えていきました。“障がい”とは、「大多数と思考や交流、活動の仕方が“違う”状態」のことで、劣っているわけではない、とのこと。それぞれの人に合った必要なやり方について理解・検討し、提供されることで、その人たちにとってのハンディは解消されていくので、「その人にとって、必要なことって何だろう？」という視点で考えてほしい、と語られました。

次に、本題の“発達障がい”について。発達障がいには、主に「ADHD」「LD」「ASD」の3つの種類があります。それぞれの特徴について、下図のとおり教えていただきました。

ADHD：注意欠如多動症

- 1 不注意：集中力の維持が困難
 - 2 多動性：活動的で落ち着きがない
 - 3 衝動性：衝動的に行動を起こす
- * 強み…行動力がある、切り替えが得意
 - * 弱み…ケアレスミスが多い
- 営業職・クリエイター等に向いている

LD：学習障がい

- ・「読み」「書き」「計算」等に困難さがある 例：読字障がい
- 学び方の検討が必要
- “補い方”を身に付けておくことが大事 例：字が上手く書けなくても、パソコンが入力できる

ASD：自閉スペクトラム症

- ・相手の気持ちや状況把握が難しい
 - ・こだわりが強い
 - ・ルールが一つじゃないことに混乱する
- * 強み…集中力が高い、視覚情報に強い
 - * 弱み…臨機応変に対応
- 経理・技術職等に向いている

発達障がいの人と共に生きる社会を目指して、私たちができることについて説明されました。まず、発達障がいの方は、ゆっくり成長するけれど、厳しい目で見ると成長が止まってしまうので「本人も頑張っているんだな。」という視点を持って見守ってもらいたい、と語られました。また、本人たちが必要だと訴える補助的な道具の使用を認めるなど、苦手さを“補う方法”を社会が受け入れることも大切です、とも述べられました。

そして、「こんなこともできないのか。」と叱責するよりも、いろんな個性があふれる人がいるので、まずはその人の話を聞き、「そこが難しかったんだね。」と理解を示すことで、その人の居場所が増えていきます。

最後に、今回のようなセミナーや講演を聞きに行く機会が増えれば、障がいをもった人に出会った時にとまどわなくなるので、ぜひ今後も参加してほしい、と締めくくられました。

参加者からは、「具体的な事例を挙げて説明してくれたので、理解しやすかった。」や「大人の特長について、知る機会をいただいてよかった。」などの感想がありました。



女性に対する暴力をなくす運動×児童虐待防止推進月間

～協働推進課×子育て支援課の取組～



窓口啓発
(各公的機関)



男女共同参画社会の啓発に向けて、内閣府は 11 月 12 日から 25 日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています。また、厚生労働省は、児童虐待防止の啓発として、11 月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。

この期間を一つの機会ととらえ、男女共同参画社会の実現や、女性や子どもに対する暴力の根絶について、意識啓発を促すため、赤磐市でも啓発を行っています。

あかいわモモちゃん & パープルリボン×オレンジリボンツリー
(市役所正面玄関前)

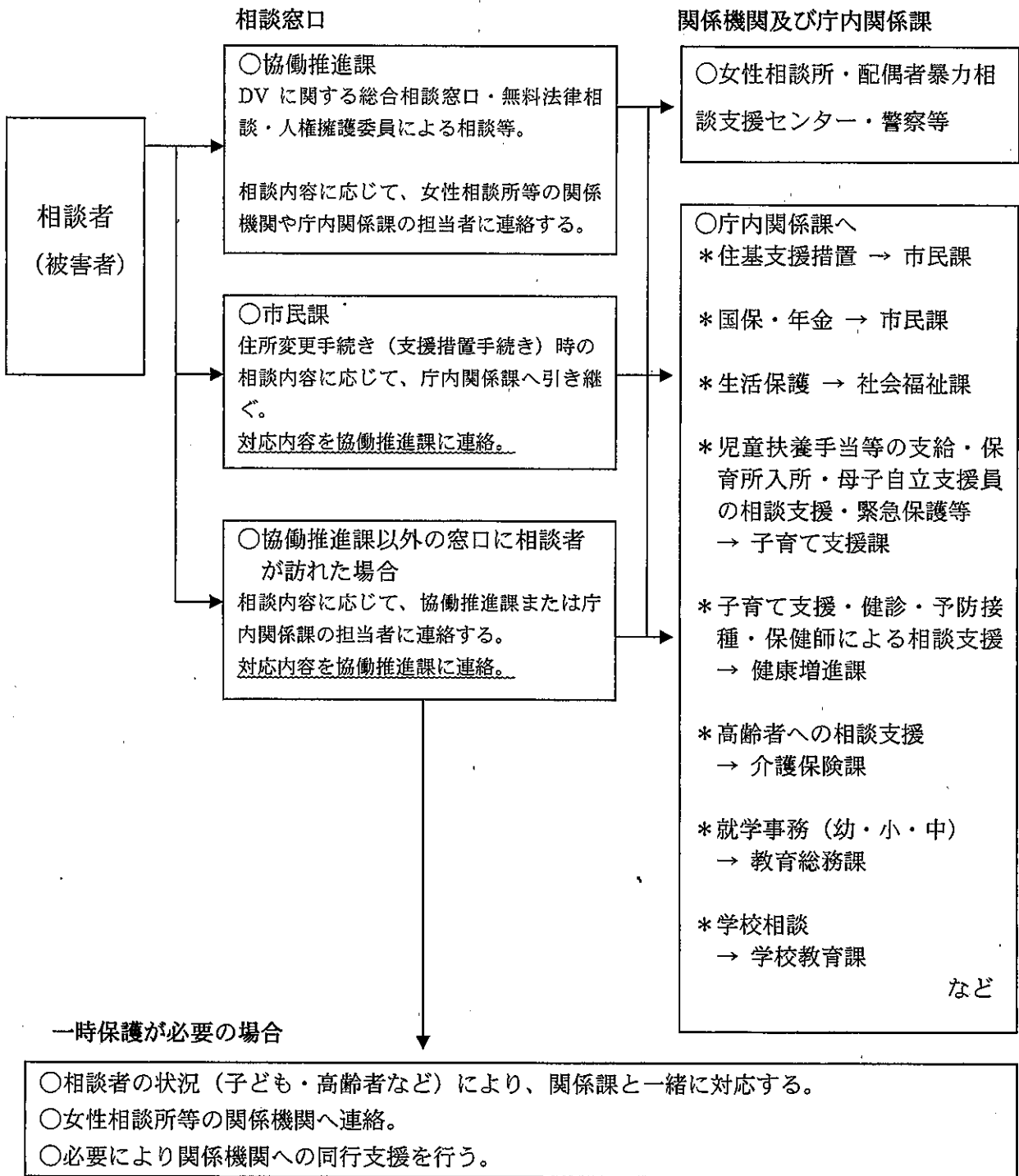


パープルリボン…女性に対する暴力根絶のシンボル
オレンジリボン…児童虐待防止のシンボル

・ DV相談ナビ #8008 (はれれば)

・ 児童相談所全国共通ダイヤル 189 (いちはやく)

赤磐市におけるDV相談業務の流れ



DV被害者等に対する支援

	課 名	支援・対応内容	住基システム等の支援措置の関係課
	くらし安全課	・防犯、犯罪被害者支援	
	市民課	・住民票の写し等の交付請求(申し出)にかかる支援措置 ・国民健康保険、国民年金に関すること	●
	社会福祉課	・生活保護等に関すること ・福祉全般の相談 ・生活困窮者自立相談支援事業	●
	子育て支援課	・児童扶養手当等に関すること ・保育所への入所に関すること ・母子・父子自立支援員による相談支援	●
	健康増進課	・子育て支援 ・健診、予防接種等に関すること ・保健師による相談支援	●
	介護保険課	・高齢者のDV被害者への相談支援	
	教育総務課	・就学事務に関する支援	●
	学校教育課	・幼稚園、小学校、中学校との連絡調整 ・教育に関する各種相談事業の実施	
	社会教育課 (青少年育成センター)	・青少年健全育成 ・人権教育・啓発の推進	
	消防本部 警防課	・救急対応	
	協働推進課	・DV相談窓口(関係課、女性相談所等との連絡調整) ・無料法律相談 ・女性の人権ホットライン(人権擁護委員) ・ネットワーク事務局	
必要に応じて	赤磐警察署 生活安全課 警務課	・加害者の検挙 ・被害者の保護 ・警察本部長等の援助	・暴力の抑止 ・加害者への警告
	岡山県女性相談所	・女性相談、一時保護など	
	総務部 コンプライアンス推進室	・赤磐警察署との連携 ・青少年問題	
	商工観光課	・就業支援(ハローワーク)	
	建設課	・市営住宅入居についての優遇措置	
	各支所・出張所	・適宜、本庁課から連絡・調整	●
住基関係	税務課		●
	選挙管理委員会(総務課)		●

※法律に関する相談・アドバイス(無料法律相談)

議事（２） 令和３年度 男女共同参画事業計画について

1 赤磐市男女共同参画推進審議会

【委嘱期間】 ２年間 令和２年７月１日～令和４年６月３０日

【会 議】 年３回程度

【委 員】 １０人（内３人は公募による）

第１回 令和３年７月１９日（月） １３：３０～

【内 容】（１）令和２年度男女共同参画事業報告について

（２）令和３年度男女共同参画事業計画について

（３）第３次赤磐市男女共同参画基本計画の令和２年度実施状況について

（４）第４次赤磐市男女共同参画基本計画について

第２回 令和３年９月下旬（予定）

第３回 令和４年２月上旬（予定）

赤磐市男女共同参画推進本部会議

第１回 令和３年７月２日（金） １７：００～

【内 容】（１）令和２年度男女共同参画事業報告について

（２）令和３年度男女共同参画事業計画について

（３）第３次赤磐市男女共同参画基本計画の令和２年度実施状況について

（４）第４次赤磐市男女共同参画基本計画について

第２回以降については、適宜開催予定

2 第４次赤磐市男女共同参画基本計画の策定

※詳細については、１１ページから１３ページのとおり

3 男女共同参画啓発事業

（１）男女共同参画週間啓発

６月２３日から２９日の「男女共同参画週間」の啓発（各公的機関窓口に啓発物品設置・ポスター掲示）を行った。

4 男女共同参画セミナー

男女共同参画団体ネットワークとの共催により、市民に幅広く男女共同参画を啓発していくため、１回あたり３０人程度を対象に、家庭や地域などの身近にある男女共同参画をテーマに講義等を行う。市民一人ひとりの個性と能力を十分発揮し、いきいきとした生活を送ることのできる男女共同参画社会を目指して、女性も男性も共に学び、共に考える場を提供することにより男女共同参画を推進していく。 【全３回】

開講日	時間	講義内容	講師
8/22 (日)	① 13:30 ～15:00	コロナ禍の今、誰もがDV当事者になる！？ ～大切な人を被害者・加害者にさせないために～	DV加害者プログラム (NOVO) 運営者 伊田 広行 さん
9/18 (土)	② 13:30 ～15:00	感染症からいのちと尊厳を守るために ～正しく知って、正しく恐れよう！～	日本赤十字社岡山県支部講習担当主幹 村上 礼子 さん
10/24 (日)	③ 13:30 ～15:00	性的マイノリティ (LGBT等) について	岡山大学全学教育・学生支援機構 准教授 松井 めぐみ さん

5 男女共同参画団体ネットワーク (団体活動支援事業)

男女共同参画に関する活動を行う団体・グループの活動支援及び協働の促進を図る。

男女共同参画団体ネットワークとは

各団体等がそれぞれの活動を通して培った経験と知識を生かし、互いに交流を図りながら、男女が共にいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成に資することを目的として、赤磐市内に活動拠点を置く団体、その他グループをもって組織している。(現在7団体)

(事業内容) ・男女共同参画社会づくりの推進に関する事業
・団体等の親睦、交流及び連携並びに活動情報の交換 など

(年会費) 1団体 1,000円

(1) 運営委員会 随時開催

(2) 総会 書面会議にて開催

(3) 団体ネットワーク会員交流会

ネットワーク登録団体の相互交流の促進を図る。日程調整中。

6 DV対策関係

- ・公共施設にDV相談カードの設置及び広報紙、ホームページ等での相談窓口の周知を図る。
- ・セミナー、成人式等において啓発物品を配布する。
- ・民生委員、児童委員に対して相談窓口の周知を図った。
- ・女性に対する暴力をなくす運動期間中(11月12日～25日)の啓発を行う。
- ・赤磐市DV被害者等相談支援ネットワーク連絡会議(庁内連携組織)において研修および情報共有を行うとともに、庁内で横の連携を図りながら相談支援を行う。

連絡会議：第1回 令和3年7月6日(火) 研修及び情報共有

「DV相談支援(連携)について」

講師 岡山県女性相談所 課長 片山恵子さん

7 広報紙・ホームページへの掲載(情報提供)

年間を通して広報誌・ホームページに男女共同参画関連の記事を掲載する。

また、ホームページにて審議会の会議録及び当日資料を公開する。

議事（４） 第４次赤磐市男女共同参画基本計画について

1 赤磐市男女共同参画基本計画の概要

「男女共同参画社会」とは、男女が社会の対等なパートナーとして、家庭生活・仕事・地域活動などのあらゆる場面で平等に権利を持ち、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮でき、利益も責任も分かち合える社会を言います。

この「男女共同参画社会」の実現に向けて、国では平成11年に、「男女共同参画社会基本法」を制定し、この基本法を基にした、「男女共同参画基本計画」の策定や、男女共同参画に関わる法律の改正など様々な取り組みを行ってきました。平成27年には、職場における女性の参画を促進するために、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が成立しました。

赤磐市においても、平成19年に、「赤磐市男女共同参画基本計画」を策定、平成20年に、「赤磐市男女共同参画推進条例」を制定、平成24年に、「第2次赤磐市男女共同参画基本計画」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることや、ワーク・ライフ・バランスの実現、職場や地域活動の場などにおける男女共同参画社会の実現に向けた積極的な取り組みは十分には進んでいない状況です。

これらの課題に引き続き対応するとともに、社会情勢の変化や新たな課題にも対応するために、平成28年度に「第3次赤磐市男女共同参画基本計画」を策定し、赤磐市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

2 第3次赤磐市男女共同参画基本計画について

3 第4次赤磐市男女共同参画基本計画の策定について

[1] 計画策定の趣旨

第3次基本計画が令和4年3月で期間満了を迎えることに伴い、令和3年度末までに第4次基本計画を策定するものです。

[2] 計画の期間

令和4年度から令和8年度（5年間）

[3] 計画の位置づけ

・男女共同参画社会基本法第14条第3項及び赤磐市男女共同参画推進条例第11条に基づく、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

・市民アンケート調査及び事業所アンケート調査、審議会からの提言内容を反映させたものです。

・第2次赤磐市総合計画（令和元年度 一部改訂）との整合性を図ります。

- ・国の第5次男女共同参画基本計画、県の第5次おかもやまウィズプランなどを踏まえて策定します。
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づき、本市における「DV防止基本計画」を含みます。
- ・女性活躍推進法第6条に基づき、本市における「女性活躍推進計画」を含みます。

*** 市民アンケート調査及び事業所アンケート調査について**

1. 調査の目的

男女共同参画に関する意識や実態について調査し、今後の施策を検討するための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

2. 調査の方法

- (1) 調査地域 赤磐市全域
- (2) 調査対象者および標本抽出方法

市民アンケート	市内に居住する18歳以上の者を対象として、住民基本台帳から2,000人を無作為抽出。
事業所アンケート	赤磐商工会に登録があり、市内に事務所を置く従業員数10人以上の事業所、工業団地内の事業所及び公共的団体等。

- (3) 調査方法 郵送配付・郵送回収
- (4) 調査期間 令和3年2月3日（水）～令和3年3月31日（水）

3. 回収状況

	発送数	回収数	白票	有効回収数	有効回収率
市民アンケート	2,000人	692人	0人	692人	34.6%
事業所アンケート	124件	50件	0件	50件	40.3%

[4] 策定スケジュール(予定)

日程	経過
令和3年2月3日(水) ～3月31日(水)	市民アンケート調査及び事業所アンケート調査実施
令和3年7月2日(金)	推進本部会議 (第4次基本計画について)
7月19日(月)	第1回赤磐市男女共同参画推進審議会 (諮問・第4次基本計画について)
8月	各課へ計画素案確認依頼
9月下旬	第2回赤磐市男女共同参画推進審議会 (計画素案の協議)
11月	パブリックコメント(意見募集)実施
12月～1月	各課へ計画素案最終確認依頼
令和4年2月上旬	第3回赤磐市男女共同参画推進審議会 (答申・計画(案)の最終審議)

[5] 体系案について

【現行（第3次）】

- 基本目標1 男女共同参画社会を実現する基盤づくり
- (1) 男女共同参画の視点に立った意識の改革
 - ①男女共同参画を推進するための広報・啓発活動の充実
 - ②学校における男女平等に関する教育・学習の推進
 - ③家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進
 - ④男女共同参画を推進する人材の養成
 - ⑤男女共同参画に関する情報収集・提供、調査・研究の推進
 - (2) 人権を尊重する意識の醸成
 - ①メディアにおける人権を尊重した表現の促進
 - ②ストーカー、性犯罪等の防止
 - ③性的マイノリティへの理解の促進
- 基本目標2 男女が共に活躍する活力あふれる地域社会づくり（女性活躍推進計画）
- (1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
 - ①市の政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - ②企業・地域団体等における女性の参画促進
 - (2) 雇用の分野における男女共同参画の推進
 - ①男女の均等な機会と待遇の確保
 - ②女性の就労継続の促進
 - ③女性のチャレンジ支援
 - (3) 農林業・自営の商工業における男女共同参画の推進
 - ①就業環境の整備
 - ②経営・事業運営への女性の参画拡大
 - (4) 地域社会における男女共同参画の推進
 - ①地域における男女共同参画の推進
 - ②防災分野における女性の参画拡大
 - ③国際社会における男女共同参画の推進
 - (5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - ①仕事と生活の調和の実現に向けた啓発の推進
 - ②家庭生活における男女共同参画の推進
 - ③子育て・介護の支援体制の充実
- 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり
- (1) 生涯を通じた健康づくりへの支援
 - ①生涯を通じた男女の健康支援
 - ②性と生殖に関する健康と権利の重要性の普及・啓発
 - (2) さまざまな困難を抱える男女への支援
 - ①ひとり親家庭等への自立支援
 - ②高齢者への支援
 - ③障害者への支援
- 基本目標4 男女間のあらゆる暴力を根絶する地域社会づくり（DV防止基本計画）
- (1) 暴力を防ぐ環境づくりの推進
 - ①暴力の発生予防の推進
 - (2) 相談・支援体制の充実
 - ①相談体制の充実
 - ②支援体制の充実

【次期（第4次）】

「基盤」→「意識」

- 基本目標1 男女共同参画社会を実現する意識づくり
- (1) 男女共同参画の視点に立った意識の改革
 - ①男女共同参画を推進するための広報・啓発活動の充実
 - ②学校や家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進
 - ③男女共同参画に関する情報収集・提供、調査・研究の推進
 - (2) 人権を尊重する意識の醸成
 - ①メディアにおける人権を尊重した表現の促進
 - ②性的マイノリティへの理解の促進
 - ③国際社会における男女共同参画の推進
- 基本目標2 男女が共に活躍する活力あふれる地域社会づくり（女性活躍推進計画）
- (1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
 - ①市の政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - ②企業・地域団体等における女性の参画促進
 - ③女性リーダーの人材育成支援
 - (2) 雇用の分野における男女共同参画の推進
 - ①男女の均等な機会と待遇の確保
 - ②女性の就労継続の促進
 - ③女性のチャレンジ支援
 - (3) 農林業・自営の商工業における男女共同参画の推進
 - ①就業環境の整備
 - ②経営・事業運営への女性の参画拡大
 - (4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - ①仕事と生活の調和の実現に向けた啓発の推進
 - ②家庭生活における男女共同参画の推進
 - ③地域生活における男女共同参画の推進
 - ④子育て・介護の支援体制の充実
- 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり
- (1) 生涯を通じた健康づくりへの支援
 - ①生涯を通じた男女の健康支援
 - ②性と生殖に関する健康と権利の重要性の普及・啓発
 - (2) さまざまな困難を抱える男女への支援
 - ①ひとり親家庭等への自立支援
 - ②高齢者への支援
 - ③障がい者への支援
 - (3) 女性視点を反映した地域の防災力の向上
 - ①男女のニーズの違いを踏まえた災害対応についての啓発
 - ②男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄
- 基本目標4 男女間のあらゆる暴力を根絶する地域社会づくり（DV防止基本計画）
- (1) 暴力を防ぐ環境づくりの推進
 - ①暴力の発生予防の推進
 - (2) 相談・支援体制の充実
 - ①相談体制の充実
 - ②支援体制の充実

